



答 申 第 892号  
令 和 2年 9月 2日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、令和2年9月2日付け神健生第1330号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

食品衛生申請等システムの導入について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 食品等事業者の営業許可等のインターネットによる申請手続きや、食品等の自主回収情報を一元管理するため、厚生労働省が構築した食品衛生申請等システムを導入することは、事業者の申請手続きの効率化や、厚生労働省及び自治体間で迅速な情報共有が期待でき、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

食品衛生申請等システムの導入について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙  
答申 892

【電子計算機処理する情報】

① 担当者情報

- ・氏名(漢字, カナ)
- ・住所
- ・電話番号
- ・FAX 番号
- ・所属部署
- ・生年月日
- ・電子メールアドレス

② 食品等事業者基本情報

<個人>

- ・氏名(漢字, カナ)
- ・住所
- ・電話番号
- ・FAX 番号
- ・生年月日
- ・電子メールアドレス

<法人>

- ・代表者の生年月日
- ・代表者の電子メールアドレス

③ 営業施設情報

- ・電子メールアドレス

④ 食品衛生責任者・食品衛生管理者の情報

- ・氏名(漢字, カナ)
- ・資格(の種類), 受講した講習会・資格取得年月日等
- ・資格を称する書類(添付)

※個人情報以外の情報

① 食品等事業者基本情報

<個人>

- ・屋号(カナを含む)

<法人>

- ・法人番号
- ・会社名称(カナを含む)
- ・所在地

- ・電話番号
- ・FAX 番号
- ・代表者氏名(漢字, カナ)
- ・肩書
- ・登記事項証明書(添付)

## ② 営業施設情報

- ・名称, 屋号又は商号(カナを含む)
- ・所在地
- ・電話番号
- ・FAX 番号
- ・営業者の自動車登録番号(自動車による営業の場合)
- ・主として取り扱う食品又は添加物
- ・業態
- ・法第 52 条第 2 項(令和 3 年 6 月 1 日の改正施行後は法第 55 条第 2 項)のいずれかに該当することの有無
- ・自動販売機の型番(自動販売機による営業の場合)
- ・施設の構造及び設備を示す図面(添付)
- ・使用水の種類
- ・水質検査の結果
- ・営業の種類
- ・施設情報(ふぐの処理を行う施設, 生食用食肉の加工・調理を行う施設等)

## ③ 衛生管理情報

- ・衛生管理計画の有無
- ・HACCP の取組
- ・輸出食品取扱施設の有無

## ④ 食品リコール情報

- ・商品等の一般名称
- ・商品名
- ・商品及び表示の画像(添付)
- ・食品等の特定情報(対象商品, ロット番号, 消費期限・賞味期限等)
- ・回収の理由(食品衛生法・食品表示法違反, 食品衛生法・食品表示法違反のおそれ)
- ・回収着手時点における販売状況
- ・回収に着手した年月日
- ・回収方法
- ・回収状況
- ・健康被害の発生状況の有無
- ・健康被害の詳細